

広島県告示第九百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年十一月二十日

広島県知事 湯崎英彦

氏名	施術所	種業務類の	指定年月日
名稱	所在地	業務類の	指定年月日
沖万博	沖万博	あんまッサージ指圧	令和七年一〇月一日
万博・クロセハリ 灸マッサージ院	万博・クロセハリ 灸マッサージ院	江一二九番地一 東広島市黒瀬町津	江一二九番地一 東広島市黒瀬町津
江一二九番地一 東広島市黒瀬町津	江一二九番地一 東広島市黒瀬町津	はり・きゅう	はり・きゅう
はり・きゅう	はり・きゅう	令和七年一〇月一日	令和七年一〇月一日